

江別市本庁舎建設基本設計業務委託 公募型プロポーザル評価基準

1 目的

本基準は、江別市本庁舎建設基本設計業務委託の受託候補者を公募型プロポーザルで選定するに当たり、江別市本庁舎建設基本設計業務委託公募型プロポーザル実施要領に定めるほか、最優秀者及び優秀者を各1者選定するための評価基準を示すものである。

2 評価方法

- (1) 江別市総務部庁舎建設推進室（庁舎耐震化担当）（以下「事務局」という。）は第1次審査を、江別市本庁舎建設基本設計業務プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）は第2次審査を、本基準に基づいて行う。
- (2) 事務局は第1次審査において、本プロポーザルに参加できる者（以下「参加希望者」という。）の実績について本基準に記す配点に基づき採点を行い、評価点合計の上位5者程度を、第1次審査を通過し技術提案書を提出する者（以下「技術提案者」という。）として選定し、選定委員会に報告する。なお、選定委員会には参加希望者数及び技術提案者数を報告し、企業名は報告しない。
- (3) 選定委員会は第2次審査において、技術提案者から提出された技術提案書等のプレゼンテーション及びヒアリングを経て、本基準に記す配点に基づき採点を行い、最優秀者及び優秀者を各1者選定する。

3 第1次審査評価基準

提出された第1次審査に係る参加表明書に記載された実績等について、次の項目を評価する。

評価項目	評価事項		配点	
(1)事業者の評価	①業務実績	基本設計又は実施設計の実績数に応じて評価	20	20
(2)技術者の評価	①資格	配置技術者の保有資格に応じて評価	30	80
	②実績・立場	配置技術者の基本設計又は実施設計の実績及び立場に応じて評価	50	
第1次審査 合計			100	

※端数が生じた場合は、第1次審査の合計点数の小数点第1位を四捨五入して算出するものとする。

(1) 事業者の評価

① 業務実績【20点】

業務の種類、地域及び規模の実績について評価を行う。平成26年4月1日以降に履行完了した設計実績各5件について、1件当たり基本配点4点として、実績ごとに評価係数（ア×イ×ウ）を乗じたものの合計点数にて評価する。また、実績がない場合は0点とする。

（ア）種類、（イ）規模、（ウ）地域

評価項目	区分	評価係数
(ア) 種類	同種用途	1.0
	類似用途	0.5
(イ) 規模	同規模	1.0
	類似規模	0.5
(ウ) 地域	道内	1.0
	道外	0.5

同種用途：地方公共団体の庁舎の新築、増築又は改築の基本設計又は実施設計業務

類似用途：令和6年国土交通省告示第8号別添二第四号第2類の銀行、本社ビル又は庁舎等（※地方公共団体の庁舎を除く。）に該当する建築物の新築、増築又は改築の基本設計又は実施設計業務

同規模：上述用途の建築物で延べ面積8,000㎡以上(1棟の面積とする。)のもの

類似規模：上述用途の建築物で延べ面積4,000㎡以上(1棟の面積とする。)のもの

※業務実績は、本店又は支店等の実績も含む。

※本プロポーザルに共同企業体（以下「JV」という。）で参加する場合、代表者以外の構成員の実績も含む。

※JVにより履行した業務の場合、代表構成員のものに限る。

※新築、増築又は改築は、当該部分の面積に限る。

※複合用途施設の場合は、当該部分用途の面積に限る。

※同一物件で、基本設計と実施設計が一連の業務の場合は一つの業務実績として扱う。

(2) 技術者の評価

① 資格【30点】

配置技術者の区分ごとに、保有する資格について評価を行う。1人当たりの基本配点を4点として、配置技術者ごとに評価係数を乗じたものの合計点数にて評価する。

評価項目	評価事項	評価係数
管理技術者	構造設計一級建築士、設備設計一級建築士	1.5
	一級建築士	1.0
建築（総合）主任技術者	構造設計一級建築士、設備設計一級建築士	1.5
	一級建築士	1.0
建築（構造）主任技術者	構造設計一級建築士	1.5
	一級建築士	1.0
電気設備主任技術者	設備設計一級建築士	1.5
	一級建築士、建築設備士	1.0
機械設備主任技術者	設備設計一級建築士	1.5
	一級建築士、建築設備士	1.0

※本プロポーザルにJVで参加する場合、代表者以外の構成員の企業に所属する技術者も含む。

※複数の資格を有する者は、いずれか一つの有資格者として計上すること。

② 実績・立場【50点】

配置技術者の区分ごとに、実績・立場（種類、規模、地域及び携わった立場）について評価を行う。平成26年4月1日以降に履行完了した設計実績各3件について、配置技術者ごとの評価係数（ア×イ×ウ×エ／3）に基本配点を乗じたものの合計点数にて評価する。

なお、基本配点は、管理技術者16点、建築（総合）主任技術者12点、建築（構造）主任技術者10点、電気設備主任技術者6点、機械設備主任技術者6点とする。

また、実績が2件以下のものについても、3で除するものとする。

（ア）種類、（イ）規模、（ウ）地域

評価項目	区分	評価係数
（ア）種類	同種用途	1.0
	類似用途	0.5
（イ）規模	同規模	1.0
	類似規模	0.5
（ウ）地域	道内	1.0
	道外	0.5

同種用途：地方公共団体の庁舎の新築、増築又は改築の基本設計又は実施設計業務

類似用途：令和6年国土交通省告示第8号別添二第四号第2類の銀行、本社ビル又は庁舎等（※地方公共団体の庁舎を除く。）に該当する建築物の新築、増築又は改築の基本設計又は実施設計業務

同規模：上述用途の建築物で延べ面積8,000㎡以上(1棟の面積とする。)のもの

類似規模：上述用途の建築物で延べ面積4,000㎡以上(1棟の面積とする。)のもの

（エ）携わった立場

過去の実績での立場	管理技術者の評価係数	各主任技術者の評価係数
管理技術者	1.0	1.0
主任技術者	0.5	1.0
担当技術者	0.25	0.5

管理技術者：業務の管理及び統括等を行う者をいい、これに準ずる立場の者を含む。

主任技術者：管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいい、これに準ずる立場の者を含む。

担当技術者：「管理技術者」及び「主任技術者」以外の技術者をいう。

※業務実績は、本店又は支店等の実績も含む。

※本プロポーザルにJVで参加する場合、代表者以外の構成員の実績も含む。

※JVにより履行した業務の場合、代表構成員のものに限る。

※新築、増築又は改築は、当該部分の面積に限る。

※複合用途施設の場合は、当該部分用途の面積に限る。

※同一物件で、基本設計と実施設計が一連の業務の場合であっても、基本設計段階で1

件、実施設計段階でそれぞれ1件の業務実績として扱う。

4 第2次審査評価基準

技術提案者から提出された技術提案書等について、第2次審査等を実施し、選定委員会委員により審査を行う。

第2次審査の評価項目と評価基準は次のとおりとする。

評価項目	評価事項	配点	
参加表明書等	第1次審査評価点 × 0.2	20	
(1) 業務の実施方針	①業務への取組体制	業務実施に当たって本業務の目的に沿った取組体制や方針が示されているか。	10
	②設計チームの特徴	設計業務に関わる各担当者の業務実績及び人員計画その他チームの特徴について効果的であるか。	
	③設計上の配慮事項	テーマ以外の設計上の配慮事項についての確かかつ具体的な内容が示されているか。	
(2) テーマに対する技術提案	<テーマ1> 利便性の高い市民サービス機能を有する庁舎、誰もが利用しやすいバリアフリー・ユニバーサルデザインの庁舎など、「利用しやすく親しまれる庁舎」について提案すること。	10	
	<テーマ2> 防災拠点として様々な災害に対応できる機能を有する庁舎、防犯やセキュリティ機能を有する庁舎など、「安全・安心な庁舎」について提案すること。	10	
	<テーマ3> 維持管理機能に優れた庁舎、環境に配慮し省エネルギー・環境負荷軽減機能を有する庁舎など、「環境に配慮した庁舎」について提案すること。	10	
	<テーマ4> 市内の情報や特産品が分かりやすく紹介できるコーナーの設置や店舗・テナントを導入し地域特産品の建材を使用する庁舎、市民活動にも活用可能な空間整備を行い多目的に活用できるスペースを配置する庁舎など、「江別らしさをPRできる庁舎」について提案すること。	10	
	<テーマ5> 適正な執務機能を確保し使いやすく効率的に働ける庁舎、議員や職員が働きやすく市民に身近な議会となる庁舎など、「働きやすく効率的な庁舎」について提案すること。	10	
	<テーマ6> 上記テーマ以外に、本業務を遂行するに当たって独自の提案をすること。	10	
(3) 業務の理解度等	業務への取組意欲に加えて、業務内容、業務背景、手続の理解度を総合的に評価する。	5	
(4) 提案見積	評価点 = (最低提案見積金額 ÷ 提案見積金額) × 5点	5	
第2次審査 合計		100	

(1) 業務の実施方針【10点】

評価事項に沿って総合的に評価する。

(2) テーマに対する技術提案【60点】

テーマごとに、「的確性」「独創性」「実現性」の観点で総合的に評価する。

※「的確性」… 江別市本庁舎建設基本計画との整合性が取れているか。

※「独創性」… 専門的知識や経験に基づき創造的な提案がなされているか。

※「実現性」… 提案内容について説得力が十分にあり、コスト面や技術面などにおいて実効性のある提案となっているか。

(3) 業務の理解度等【5点】

評価事項に沿って総合的に評価する。

(4) 提案見積【5点】

技術提案者の中で、最低提案見積金額を提出した者の評価点を5点とし、技術提案者の評価点は、次の算出式により算出する。

なお、算出した評価点に端数が生じる場合は、小数点以下第2位を四捨五入する。

$$\text{評価点} = (\text{最低提案見積金額} \div \text{提案見積金額}) \times 5 \text{点}$$

※最低提案見積価格：技術提案者の中で最も低かった提案見積金額

5 最優秀者及び優秀者の選定

選定委員は、第1次審査による評価点（100点満点）に0.2を乗じて得た数（20点満点）に、技術提案書等の評価点の合計点（80点満点）を加えた数（100点満点）をそれぞれの持ち点とし、選定委員全員（9名）の合計点数（900点満点）を技術提案者の第2次審査の評価点として、当該評価点の高い方から順に最優秀者及び優秀者を選定する。

なお、評価点の合計が同点となる者が2者以上あるときは、選定委員会の協議により順位を決定する。

第1次審査表

評価	項目	評価事項								評価点	
		件数	ア 種類	イ 規模	ウ 地域	評価 係数 (ア×イ×ウ)	基本 配点	評価点			
(1) 事業者 の 評価	① 業務 実績	1					4	/4	ア 種類 同種：1.0 類似：0.5 イ 規模 同規模：1.0 類似：0.5 ウ 地域 道内：1.0 道外：0.5	/20	
		2					4	/4			
		3					4	/4			
		4					4	/4			
		5					4	/4			
(2) 技術者 の 評価	① 資格	役割	評価 係数	基本 配点	評価点	資格					/30
		管理技術者		4	/6	管理技術者、建築(総合)主任技術者 (構造・設備)設計一級建築士：1.5 一級建築士：1.0 建築(構造)主任技術者 構造設計一級建築士：1.5 一級建築士：1.0 電気・機械設備主任技術者 設備設計一級建築士：1.5 一級建築士、建築設備士：1.0					
		建築(総合) 主任技術者		4	/6						
		建築(構造) 主任技術者		4	/6						
		電気設備 主任技術者		4	/6						
	機械設備 主任技術者		4	/6							
	② 実績	役割	ア 種類	イ 規模	ウ 地域	工 立場	評価 係数 (ア×イ×ウ×エ) ³	基本 配点	評価点	ア 種類 同種：1.0 類似：0.5 イ 規模 同規模：1.0 類似：0.5 ウ 地域 道内：1.0 道外：0.5 工 立場 管理技術者 管理：1.0 主任：0.5 担当：0.25 各主任技術者 管理：1.0 主任：1.0 担当：0.5	/50
		管理技術者						16	/16		
		建築(総合) 主任技術者						12	/12		
		建築(構造) 主任技術者						10	/10		
		電気設備 主任技術者						6	/6		
機械設備 主任技術者							6	/6			
合 計										/100	
順 位											

第2次審査表

評価項目		評価事項	評価点	
参加証明書等		第1次審査評価点 × 0.2	/20	
技術提案書等	(1)業務の実施方針	①業務への取組体制について	10	/10
		②設計チームの特徴について		
		③特に重視する設計上の配慮事項について（テーマに記載する内容を除く。）		
	(2)テーマに対する技術提案	<テーマ1> 利便性の高い市民サービス機能を有する庁舎、誰もが利用しやすいバリアフリー・ユニバーサルデザインの庁舎など、「利用しやすく親しまれる庁舎」について提案すること。	10	/60
		<テーマ2> 防災拠点として様々な災害に対応できる機能を有する庁舎、防犯やセキュリティ機能を有する庁舎など、「安全・安心な庁舎」について提案すること。	10	
		<テーマ3> 維持管理機能に優れた庁舎、環境に配慮し省エネルギー・環境負荷軽減機能を有する庁舎など、「環境に配慮した庁舎」について提案すること。	10	
		<テーマ4> 市内の情報や特産品が分かりやすく紹介できるコーナーの設置や店舗・テナントを導入し地域特産品の建材を使用する庁舎、市民活動にも活用可能な空間整備を行い多目的に活用できるスペースを配置する庁舎など、「江別らしさをPRできる庁舎」について提案すること。	10	
		<テーマ5> 適正な執務機能を確保し使いやすく効率的に働ける庁舎、議員や職員が働きやすく市民に身近な議会となる庁舎など、「働きやすく効率的な庁舎」について提案すること。	10	
		<テーマ6> 上記テーマ以外に、本業務を遂行するに当たって独自の提案をすること。	10	
	(3)業務の理解度等	業務への取組意欲に加えて、業務内容、業務背景、手続の理解度を総合的に評価する。	5	/5
(4)提案見積	評価点 = (最低提案見積金額 ÷ 提案見積金額) × 5点	5	/5	
合計			/100	